

大阪市水道局告示第27号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項の規定により、公共工事の発注の見通しに関する事項を、同令第7条第5項の規定により、水道局発注工事に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を閲覧に供する方法を告示する。

令和6年4月15日

大阪市水道局長 谷川友彦

1 閲覧に供する方法

	発注の見通しに関する事項
閲覧に供する方法	インターネットを利用して、閲覧に供する。 大阪市ホームページ https://www.city.osaka.lg.jp/sangyo/category/3047-3-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html

	入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項		
	入札の過程等	随意契約理由	契約変更理由
閲覧に供する方法	インターネットを利用して、閲覧に供する。		以下の閲覧所を設け、閲覧に供する。
	大阪市電子調達システム https://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/0sakaCity-PPI/PPI218index.html	大阪市ホームページ https://www.city.osaka.lg.jp/sangyo/category/3047-3-5-0-0-0-0-0-0-0.html	大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟9階 総務部管財課

2 閲覧所による閲覧時間

(1) 午前 9 時から午後 0 時 15 分まで及び午後 1 時から午後 5 時 30 分まで

ただし、大阪市の休日を定める条例（平成 3 年大阪市条例第 42 号）第 1 条に掲げる本市の休日を除く。

（水道局総務部管財課）